

令和3年度 住まい環境整備モデル事業（特定課題対応型） QandA

2021年7月5日

No.	分類	Q	A
1-1	事業の趣旨	「住まい環境整備モデル事業」には、4つの型がありますが、特定課題対応型とその他の型でどのように違いますか。	住まい環境整備モデル事業には次の4類型（①課題設定型②事業者提案型③事業育成型④特定課題対応型）があります。このうち④については、特定の問題意識に基づいた迅速な課題解決のためのモデル事業の緊急的な取組が求められているため、他の3類型のような評価委員会による採択に替わり、要件確認により採択されます。
2-1-1	応募の対象となる事業の要件	一時居住は、本事業の補助の対象となりますか。	賃貸借契約を交わす物件で、生活困窮者等の支援の一環として住宅の短期利用が効果的である場合認められる可能性があります。その場合、次の居住が確保できるまで、居住者の希望に応じて契約が更新できるようにして下さい。
2-2-1	応募者・補助を受ける者	賃貸事業者等とは、どのような者を指しますか。	入居者と賃貸借契約を結ぶ住宅の所有者、または住宅の所有者と賃貸借契約を結び入居者と転貸借契約を結ぶ者を指します。
2-2-2	応募者・補助を受ける者	誰が入居者と賃貸借契約した場合に補助対象となりますか。	代表応募者、共同実施者のいずれが貸主でも補助対象です。ただし、共同実施者が貸主の場合、代表応募者の役割として、入居者に対して見守り又は自立支援を実施する等が求められます。
2-1-2	応募者・補助を受ける者	代表応募者が居住支援法人（居住支援協議会の会員）、共同実施者が見守りや自立支援サービス事業者である場合、建物の賃借人はどちらでも良いのでしょうか？	建物の賃借人は代表応募者、共同実施者どちらでもかまいません。
3-1-1	補助要件	「居住支援協議会と連携して実施するもの」の「連携」とは、具体的にどのような内容ですか。	居住支援協議会の会員又は準会員等の構成員であることを確認します。
3-1-2	補助要件	「地方公共団体と連携して実施するもの」の「連携」は、具体的にどのように確認しますか？	地方公共団体と覚書、事業協定書、それらに準ずる書類の提出を想定しています。それらの書類が無い場合は事務局にご相談ください。
3-1-3	補助要件	「相互交流」「社会参加」とはどのような活動をイメージしていますか？	「相互交流」とは、シェアハウスや交流スペースでの親睦会、催しの開催等をイメージしています。 「社会参加」とは、入居者の就労支援、職業訓練および地域コミュニティへの参画をイメージしています。
3-1-4	補助要件	「多様な属性に住まいを提供する」とはどのようなことですか？	様々な要配慮区分の世帯が暮らしているイメージであり、入居者全体が同じような生活様態、又は単一的な特性ではないことです。具体的には、入居者が「高齢者と支援が必要な若年世帯」などの組み合わせのケースとなります。
3-1-5	補助要件	木造の既存住宅をを改修するにあたり、耐震性を確保する必要がありますが、どの程度の耐震性を確保する必要がありますか。	指標としては、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」における、一般診断法に準じた方法による評点（いわゆるI/W値）で1.0以上（一応倒壊しない）をご検討ください。さらに具体的なご質問がある場合は、再度お問い合わせください。
3-1-6	補助要件	この「特定課題型」で改築した住宅は、コロナ禍における生活困窮対応以外の目的で地域に貢献する施設又は住居として利用する事を事業目的にして良いのでしょうか。	コロナ禍に関わらず、生活困窮者等の居住支援を目的とし、所定の要件を維持して頂く必要があります。
3-1-7	補助要件	物件の賃貸借契約締結日は、選定前でも良いのでしょうか？	賃貸借契約締結日は選定前でもかまいません。改修工事の着工は交付決定後となります。
4-1-1	補助額	改修する賃貸アパートの全ての住戸が補助対象となるのでしょうか。	見守りや自立支援を実施する住戸が補助対象となります。実施しない住戸については、補助の対象になりません。
4-1-2	補助額	「技術の検証」又は「情報提供及び普及」の内容や、この事業に要する費用について、どのように審査されるのでしょうか。	事業の内容については、補助対象となる事業であることが確認できる資料を提出いただいて審査いたします。費用については、見積書等の内容及び費用がわかる資料を提出いただいて審査いたします。（審査の結果認められない場合もあります）。
4-1-3	補助額	「(2)技術の検証に要する費用」や「(3)情報提供及び普及に要する費用」の事業の実施は必須補助要件ですか。	必須ではありません。任意で提案、補助申請が可能です。
4-1-4	補助額	「住宅等の整備等に要する費用」について、改修と建設とで補助率が違います。増築の場合はどのように考えれば良いですか。	増築については、新築と扱います。補助額の算定については、改修部分と増築部分を分けて扱います。具体的な計算方法については事務局にご相談ください。
4-1-5	補助額	補助対象となる住宅の面積や設備の満たすべき基準はありますか。	原則として、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準を満たす必要があります。1住戸の床面積が25㎡以上（台所、浴室等を共同利用する場合18㎡以上）必要となります。
4-1-6	補助額	整備する住宅の規模（戸数）と施設の規模との関係に制約はありますか。	施設部分の面積は住宅部分の面積以内とし、超える場合は超えた面積分を補助対象外とします。
4-1-7	補助額	「(2)技術の検証に要する費用」における直接経費にあたる委託料について、補助対象とされるためには、どのような資料が必要になりますか。	委託内容がわかる資料を提出して下さい。補助事業の全部を外部に発注（丸投げ）することはできません。
4-1-8	補助額	「(3)情報提供及び普及に要する費用」で補助対象となる費用で「①事業の目的を達成するために必要な情報提供等」と「②情報提供等を行うことが目的であるもの」とありますが、①と②の違いはなんなのでしょうか。	①ホームページの作成費、SNS等の周知・普及費など ②相談窓口開設費（入居前の相談、外部からの相談）など
4-1-9	補助額	調査設計を交付申請し、事業完了後に完了報告を行い、補助金の交付を受けたが、住宅を整備する工事に着手できなくなりました。この場合、交付された補助金は返還しなくてはならないのでしょうか。	住宅の整備が事業の要件なので、工事に着手しない場合は、調査設計の補助金を返還することが必要です。
5-1-1	提出書類	4.2現地調査（事業フォローアップ調査）には、ヒアリング調査で「応募申請時に設定した達成目標の達成状況」報告を求められとありますが、応募申請時にはどのような書類を提出するのでしょうか。	応募申請時には提出不要です。調査時に様式2③の実施項目について、達成状況がわかる資料を提出して下さい。
5-1-2	提出書類	交付申請書、様式2①②については、目安として何ページほど作成すればよいのでしょうか？	A4用紙1枚程度を目安にまとめてください。複数枚必要となる場合は、適宜枚数を増やしていただいて結構です。
5-1-3	提出書類	様式2②の建築・空間のアピールポイントについては、専門的な図面を用いた説明が必要なのでしょうか？	必ずしも専門的な図面である必要はありません。建築・空間計画でアピールすべき内容を簡潔に記入して下さい。例えば次のような内容が考えられます。 ・周辺地域の状況 ・住戸、共用部、サービス部門等のゾーニング計画、動線計画等 様式2①3.で示した事業を実現するための空間的な工夫を、スケッチなどを併用して簡潔にアピールして下さい。